

ドイツ都市時代における

ドイツ語学校の成立に関する一考察

藤 枝 静 正

—各時代は、それ独自の要求を有し、それ独自の方法で
これを満たすのである。—⁽¹⁾ゲオルク・ルルツ

いわゆるラテン語学校 (Lateinschule) のほかに、母国語にもとづく学校、すなわちドイツ語学校 (Deutsche Schule) が制度上明確な地位を獲得したのは、宗教改革 (Reformation) 以降、第16世紀を通じてである。しかるに、ドイツ語学校の初期的形態はすでにそれ以前の時代、すなわち、第12・3世紀以降、第15世紀に至る中世末期「都市の時代」にみとめられるのであって、当時の関係文書の中で、“dudesche scole”, “tütsch schule”あるいはまた“scrifscole”, “scryschole”, “scrivelschole”などの名称でよばれていた学校がそれである。

これらの学校に関する研究は、これまである程度内外の研究者によって行われているが、⁽²⁾そこには一つの方向、つまり近代的フォルクスシューレ (Volksschule) との関連性の有無およびその程度の究明にのみとくに意が注がれていたように思われる。この場合、研究の主たるねらいがフォルクスシューレの概念に関する歴史的吟味にあり、したがってそのとりあげ方も、きわめて類型的なものになりがちであったことは否定しえない事実である。⁽³⁾

この小論では、かかるフォルクスシューレとのかゝりあいにおけるドイツ語学校の意義の考察を直接の目的とするのではなく、いわば下からの教育要求の結晶たるドイツ語学校の成立を、当時における社会的・文化的および経済的諸条件との関連において有機的に把握すること、換言すれば、ドイツ語学校の成立を実質的に可能ならしめた諸要因の解明をその主題としている。

- (1) Lurz, Georg : Mittelschulgeschichtliche Dokumente Altbayerns, einschliesslich Regensburgs, Berlin, 1907. (Monumenta Germaniae Paedagogika, Bd. 41) S.12
- (2) わが国における先行研究の例としては、梅根悟教授「中世ドイツ都市における公教育の成立過程、誠文堂新光社、昭和32年」の本論第一章第四節「初等学校 (ドイツ語学校) の成立」(同書pp. 112-129)がある。ここではとくに、初めはドイツ語でもラテン語でも何でも教えていた簇生する自由私学に対する寺院の私学抑圧工作と市政府の私学および市立学校擁護工作との対立・妥協のプロセスの中から、次第に「ラテン語を教えない学校」すなわち「ドイツ語学校」が成立してきたことが、当時の関係文書の分析・検討から明らかにされている。
- (3) たとえば Spranger, Eduard : Zur Geschichte der deutschen Volksschule, Heiderberg, 1949.

Flitner, Wilhelm : Die vier Quellen des Volksschulgedankens, Stuttgart, 1949.

ドイツ語学校は、うたがいのなく、その成立の基礎を中世都市における市民生活の中にあるのであって、シュプランガーがドイツ語学校についての言及のなかで、これを「都市的生活の産物 (ein Erzeugnis des städtischen Lebens)⁽⁴⁾」と規定したことは、きわめて当をえたことであつた。すなわち、第12・3世紀以降、ドイツ全土に認められる都市の急速な発展、そして、それに対して一部では原因を、また一部では結果を構成している商工業の発達、これに伴う経済的状況の変容、職業の分化、市民的自意識の覚醒と高揚、さらに紙と印刷術の改善・発明にもとづくところの広い住民層に対する知識の伝播、各生活領域におけるドイツ語の使用範囲の一層の拡大、ひいては共通語としてのドイツ文語(Schriftsprache)の成立と普及、市民の知識欲の増大、なかんずく市民の実生活上の必要に根ざした教育の組織化に対する自主的要求、これらはすべて中世末期のドイツ諸都市におけるドイツ語学校の成立ならびにその発展に対して積極的な要因を構成している。

I

中世末期におけるドイツ語学校の発生の舞台を提供したのは都市的環境である。都市はその発生からして、それ自体、商業活動の所産であつた。都市の形成に対して、商人階級およびその定住が有するところの決定的重要性については、すでにピレンヌ (Pirenne) やリーッachel (Rietschel) の研究がこれを明らかにしている。中世前期においては、主として荘園制度を基盤とする自給自足の自然経済が行われており、商業活動は原則として例外的な現象にすぎなかつた。もっとも、第10世紀以前にも、すでに宗教的あるいは防禦的機能を有する「都市」(civitas, burg) が存在していた。しかしながら、それと農村との差異は精々都市が障壁をもって保護されていたことであつて、それ自身経済的にも、法律的にも、なんらの独立性も有してはいなかつた。商人たちの定住の開始は第10世紀以降みとめられるが、⁽⁵⁾この場合、彼らはすでに存在している都市の内部に個々に定住したのではなく、定住地として防備された地区または障壁によって保護された宗教的建物(Domburg)に接続し、これに依存しつつしかも障壁の外部にまとまって定住したのである。こうした商人定住区を出現せしめた主たる原因は、農業的狀態にもとづくラント法(Landrecht)が商業取引にとってまったく適していなかつたことに求められる。⁽⁶⁾それ故、かかる地区において、商人の

(4) Spranger, E. : op. cit., S. 14

(5) 宮下孝吉：ヨーロッパにおける都市の成立 創文社 昭28 p. 330ff 参照 (以下、都市についての記述は、この著書に負うところが多い。)

(6) ピレンヌは「最も必要欠くべからざるものは自由の要求である。実際、自由がなければ、すなわち移動し、契約し、その品物を売却する権限がなければ、いかに商業は可能であろうか」と。

Pirenne, Henri : Le mouvement économique et social au moyen âge du XI^e au milieu au XV^e siècle, 1933. (増田四郎他訳, 中世ヨーロッパ経済史 pp. 63-4)

なお初期の商人はさまざまな階級、たとえば貴族階級、農民、手工業者からも生じた。すでにこうした事実は、彼らある程度封建的ヒエラルキーからへだてている。

必要に適した新しい法が創造されなければならなかった。既存の必要から自然的に処理された慣習法として、ユス・メルカートルム (Jus mercatorum)、すなわち商人の法と呼ばれるものが発展した。これは商人たちに対して都市領主が賦与したところの諸権利および自由、すなわち市場関係事項および係争を自ら選出した委任者をして規制するための自主独立的な行政権、司法権、屋敷地の自由世襲用益およびこれに伴う人格的自由と財産の処分権の自由などをその内容としている。

第12世紀以降、南欧においては十字軍、北欧においては東ドイツ植民運動を各々の契機として商業活動が急速に発展し、これに伴って商人および手工業者の数が増加した。これらの者たちは、新市域のみならず旧市域にも定住したのであり、その結果、商人の法がそこ(旧市域)で行われているラント法を次第に駆逐した。⁽⁸⁾この事実は、商人の法が都市一般を拘束するものとして都市法になったことを意味している。かくて全市に対する商人の発言権は決定的に重要な意味をもつことになった。

商人の勢力を実質的に拡大せしめたものはうたがいがもなく、彼ら商人によってもたらされた貨幣経済の発展であった。すなわち、都市領主および貴族的レーン (Lehen) の所有者たちの生活において、貨幣の必要度がますます増加したのであるが、これに対処するために彼らはその所有する諸権利、すなわち市場経営および商業経済に関する高権、造幣権および徴税権を財力のある商人たちの仲間に売却し、あるいはこれをレーンとして賦与したのであって、この結果、都市政治における商人たちの地位はより一層強固なものになったのである。⁽⁹⁾第12・3世紀を通じてドイツ諸都市に広く普及したところの「都市の空気は、自由にする (Stadtluft macht frei)」という原則は、当時における市民生活の特色を示す法諺となった。この原則の確立は都市生活にまつわる諸々の特権が、もはや属人的特権ではなく、属地的特権にまでなったことを端的に物語っている。これによって都市ははじめて自由な法共同体となった。⁽¹⁰⁾⁽¹¹⁾

(7) この運動によって、ゲルマン化された地方においては、取引技術上の諸条件にめぐまれた土地に多くの都市が建設されたのであり、第12世紀は「嵐の如き都市の興隆時代」を呈した。

(8) もっとも商人の法によるラント法克服のプロセスは各々の都市の文化的・経済的諸条件の差異によって、異った様相を呈している。例えば、経済的発達から利益を得たところの都市領主は商人の法への移行を積極的に推進し、また旧市域の勢力が商人・手工業者のそれに比して著しく減退したところでも移行は比較的容易に行われた。これに反して、たとえばライン地方の司教都市 (Bischofsstädte) の場合には、しばしば都市領主たる司教との激しい闘いをへて、はじめてこの移行が達成された。ケルンにおいては1112年市民が商人ギルドの下で一つの誓約団体、つまり「自由のための誓約団体」に団結して司教に抵抗し、その支配権を打破し都市の自治組織を発展させ自由都市 (Freie Stadt) への道を歩んだ。こうした事例は、マインツ、ウォルムス、シュパイエル、シュトラスブルク、バーゼル、コンスタンツにもみとめられる。

(9) 宮下孝吉：前掲書 p. 337 参照

なお、商人の法の空間的拡大と同様のことが第14世紀には、手工業者についてもみとめられる。すなわち、手工業者たちは彼らの作った規約を、いわゆるツunft闘争 (Zunftkampf) の時代に公的なものとして承認せしめたのである。

(10) Pirenne, H. : op. cit., (増田他訳 p. 64 参照)

(11) Mitteis, Heinrich : Deutsche Rechtsgeschichte, München, 1952 S. 107 (世良晃志郎訳：ドイツ法制史概説, 創文社, 昭38. p. 233)

かくて、商業および手工業の発展を伴った都市制度の発達は、とくに経済的および政治的分野において画期的な意味をもっているのであるが、これはまた、パウルゼンの指摘するように「精神的な生活、それと同時に教育制度の新たな上昇的な発展に対して基礎をととのえた⁽¹²⁾」のである。これまでの聖職者階級、貴族階級に対して、いまや都市の住民は一つの新たな階級、すなわち市民階級を構成した。彼らはまた、農村住民とは全く異った生活条件の中で、完全に別な使命と目的の前に立たされていた。商工業は繁栄にみちびき、市民たちの間で自意識が高まり、そして除々に、より高い文化財に対する関心が目覚め、それがより一層たしかなものとなっていった。うたがいがなく、一度高められた市民の地位は、彼らが再びそれを放棄せんと欲しないかぎり「市民に対して、都市行政 (Stadtverwaltung) 及び裁判 (Rechtsprechung) さらに都市内部での精神的および経済的生活への生き生きとした参加を義務づけた⁽¹³⁾」のであり、それと同時に、少くとも初歩の知識の伝達者としての学校の必要性が生じたのである。それ故「都市の繁栄のもとで、学校史にとってのきわめて重要なモメントは、漸次、俗人階級 (Laienstand) の大部分によって学校の必要性が感じられるようになった⁽¹⁴⁾」ことである。

われわれは、かかる俗人階級のための学校教育の発生の基盤を、とくに商業活動の分析を通じて考察することにする。第12世紀頃の商業は、いまだ生活必需品を対象とする市場商業を典型的な形態とするに至ってはおらず、貴族の家庭や教会のための贅沢品を対象とする遠隔地商業であった⁽¹⁵⁾。したがって、これに従事せる商人も、概して旅商人 (Reisehändler) あるいは遍歴商人 (Wanderhändler) であって、市場を訪れ、価格の差を利用して、比処で安く買入れたものを彼処で高く売却したのである。これらの商人は商品の購入、輸送、および販売に身をもって従事していたのであるが、すでにこうした事情は、商人に対して一定の知識の習得の必要性を感じせしめたことになった。

すなわち、特定の商品の需給関係に関する知識はもとより、取引関係を有する地方の地理および慣習に関する知識、貨幣および度量衡に関する知識、諸々の特権、関税、その他の商業上の規則に関する知識などは、基本的に必要とされていたのであり、これらの知識をどの程度自己のものとしているかによって「利益の高が左右された⁽¹⁶⁾」のである。これとともに国際的商業にたずさわる者にとって欠くことのできなかったのは、外国語に関する知識であった。とくに、当時、国際的商業用語 (Geschäftssprache) と考えられていたものはラテ

(12) Paulsen, Friedrich : Geschichte des gelehrten Unterrichts auf den deutschen Schulen und Universitäten vom Ausgang des Mittelalters bis zur Gegenwart, Leipzig, 1919, Bd. I. S. 16

(13) Limmer, Rudolf : Pädagogik des Mittelalters, Straubing, 1958. S. 120

(14) Lurz, G. : op. cit., S. 14

(15) Mitteis, H. : op. cit., S. 106. (世良訳 : 前掲書 p. 232)

(16) Kelbert, Heinz : Die Berufsbildung der deutschen Kaufleute im Mittelalter, Berlin, 1956. S. 6

ン語であって、⁽¹⁷⁾その習得こそは利益の最もよき保障となっていた。また、ハンザ同盟都市の市民はその商取引にあたって、スカンデナヴィア語、フランス語、英語、イタリー語そしてさらにロシア語も自由自在に話していたことが知られている。⁽¹⁸⁾

ところで、第13世紀以降、遍歴商人に代って職業的定住店輔商人がますます一般的な形態になった。⁽¹⁹⁾この事実は、商業業務の一層の拡大、商品の多様化および取引範囲の拡散に伴って、商人が全業務の中心にあって全体をコントロールすることが必要となり、また商品の輸送が安全と平和にもとずいて行われるようになるとともに商人自らが商品を護送する必要性が減少したことによるものと考えられるが、より直接的には、通信制度が発達し、取引ぎが通信すなわち文書によって行われるようになったことに起因している。⁽²⁰⁾かかる取引技術上の改善・進歩は、必然的に、よみ・書きのできる人間の存在を前提としてはじめて達成されるのであり、うたがいのもなく、やがてこれらの知識は商人の大多数にとって必要欠くべからざるものとなった。

これまで、われわれは主として遠隔地商業の発展を通して、商人における一定の教育の必要性の発生をみたのであるが、つぎに、近地商業、地方的市場商業の成立からも同様の傾向を指摘することができる。

遠隔地商業の中心地を除いて、中世都市住民の大多数を占めていたのは手工業者であったが、彼らは農村から都市へ移住してきた者たちの中から補充されたのである。これはとくに第12・3世紀以降成立してところの農業生産物と都市生物の交換の市場としての内陸都市においては、一般的事実として指摘されることができるといえる。⁽²¹⁾手工業都市とよばれるこれらの都市は、初期には専業者としての商人を有してはおらず、手工業者が同時に商人でもあった。すなわち、そこにおいて成立した工業は、さしあたって、生産者と消費者とが直接に取引する必要のあった工業であり、実際、こうした種類の工業がかなりあったものと考えられる。⁽²²⁾しかしながら、それはいまだ小資本で営まれていたにすぎず、大きな市場を有してはいなかった。かかる状況であってみれば、バルトの指摘せるように「文書での取引は不要であって口頭での取引で十分だった」⁽²³⁾のである。しかし、漸次取引範囲の拡大が行われ、これに伴って、

(17) 外国人がドイツ語をマスターしているか、あるいは、ドイツ人が当該の外国語を使いこなさないかぎり、ラテン語は当時、ただ単にすべての国の学術用語であっただけでなく、日常語でもあった。なおライブチヒでは第17世紀に至るまで、商業用語としてドイツ語とラテン語が並用された。

(18) Schnell, H. : Das Unterrichtswesen der Grossherzogtümer Mecklenburg-Schwerin und Strelitz 1909. (Mon Germ. Paed., Bd. 45) S. 171 ハンザ同盟都市の市民はしばしば特定外国語の習得についての独占をこころみた。たとえば、オランダ人は、ロシア語の学習を禁止されていた。

(19) 宮下孝吉 : 前掲書 p. 534 参照 氏はとくにライン・ドナウ地方について、定住店舗商人の一般化した時期として第13世紀を指摘している。

(20) Pirenne, H. : op. cit., (増田他訳 p. 118 参照)

(21) Mitteis, H. : op. cit., S. 106 参照 (世良訳 : 前掲書 p. 232)

(22) 宮下孝吉 : 前掲書 p. 204

(23) Barth, Paul: Die Geschichte der Erziehung in soziologischer und geistesgeschichtlicher Beleuchtung, Leipzig, 1911. S. 191

「手工業者は、しばしば外国との取引に参加し、そしてその際に好ましい取引関係を結ぶ⁽²⁴⁾ことがおこなわれたのである。ここで獲得された利益は彼らをますます職業的商人に近づけたが、ここでもまた「取引業務のますます激しくなっていく拡大、商品の多様性、その範囲の一層の拡張が、結局文書的な記録を不可欠なものとした⁽²⁵⁾」のである。

しかしながら、当時ごく一部の例外を除けば、よみ・書きの知識はいまだ商人自身の一般的所有とはなっていなかった。ことに書き方は、「聖職者の技術」(ars clericales)⁽²⁶⁾として、その所有は原則として聖職者階級のみ限定されていたのである。それ故に、商人たちの商業文書作成の必要は、さしあたって文書作成を職業として営む専門家、たとえば引退している聖職者などに委ねられたのであって、依頼人はそれに対して一定の代金を支払ったのである。実際、書くことに堪能なそして書くことを職業的に営む人間は、当時のドイツ諸都市とくに経済的に力の増加した都市には非常に多く存在していたことが知られる⁽²⁷⁾。

商人階級が、彼ら自身よみ・書きを習得するに至る過程においてとくに注目すべきことは、商業簿記の普及である。これはすでに、第13世紀イタリーにおいて、たといまだ強制的なものではなかったにしてもかなり一般化しており、第14世紀初頭以降全ヨーロッパに普及し、これはやがて到るところで商人生活の一部となった。また、ピレンヌがとくに強調したように、信用(Kredit)制度の発達も、商人階級における教育の進歩にとって決定的な意義を有することを忘れてはならないであろう⁽²⁸⁾。

かくて、結局のところ、商工業の拡大・発展によってもはや特定の職業的人間に対する依存の状態では業務が十分に処理されえなくなったときに、あらゆる点で「多くの基礎的なそして個人的な熟達(eine viel gründlichere und persönlichere Durchbildung)の必要性が以前にもまして、商人たちのあいだで高まったのである⁽²⁹⁾。

商人たちは、その子弟に対して一定の準備教育を施す必要があったわけであるが、きわめて当然のこととしてまず家庭においてそうした教育が施されたのであり⁽³⁰⁾、場合によって

(24) Kelbert, H. : op. cit., S. 5

(25) ibid. S. 6

(26) Lönne, Ludwig : Das Unterrichtswesen des preussischen Staates. Bd. I. Berlin, 1855, S. 14

(27) ケルバートは、第14・5世紀におけるフランクフルト・アム・マインについて、きわめて多種多様な名称でよばれていたところの数多くの公的・私的な書記(Schreiber)の存在を指摘している。これらの者の多くはうたがいなく聖職者からの出身者であった。なお、書き方を職業的に営む者の名称にはつぎのものがあつた。
schreiber, schryber, scriver, scriptor, notarius, tabellio, jungschreiber, underschreiber, gerichtschreiber, fruchtschreiber, kornschröber, buchschröber, offenschreiber, notalius publicus, stuhleschröber, kistenschreiber, kathedralis, modiste, kinderlerer. (Kelbert, H. : op. cit., S. 26)

(28) ピレンヌは、信用制度の発達が商人のよみ・書きの知識を前提とすることを強調し(前掲訳書 p. 150) 教育の進歩は信用の進歩と密接に結びついていたとしている。(同 p. 153)。

(29) Limmer, R. : op. cit., S. 121 参照

(30) Schnell, H. : op. cit., S. 172

は、近くにいる聖職者とくに村の司祭 (Dorfpfarrer) に子弟を委ねて教育を受けさせることがあった⁽³¹⁾。また、リューベック (Lübeck) の一商人のように、よみ方と書き方が商人的職業教育にとって無条件に必要な前提であるという明確な認識にもとずいて、それを習得させるために、子弟を商業の中心地としてとくに繁栄していた都市に留学せしめることも決して例外的なことではなかった⁽³²⁾。また、すでに指摘したように書き方を職業的に営む者が多く存在していた場合には、彼らに委託して教育させることがしばしば生じたのであって、たとえばフランクフルト・アム・マイン (Frankfurt am Main) において、“stuhleschreiber”⁽³⁴⁾、“kistenschreiber”⁽³⁵⁾、“kathedralis”⁽³⁵⁾ および “kinderlerer” の名でよばれた者たちはいずれも手紙その他の商業文書の作成にたずさわるかたわら、個人的に教授活動も行っていたのである。彼らは事務室 (Schreibstube) をつくり、そこに子供たちを収容した⁽³⁶⁾。通って来る者の数はある場合にはかなり多くある場合にはごく少数であった。そしてまた、この生徒数は教授を司るものの名声の程度によっても著しく左右された。いずれにしても、われわれはここに、「特定の教師が相当数の生徒を教授する施設としての学校」が実質的に成立していたことに注意しなければならない。これらの学校はのちになって一般にドイツ語学校とよばれるようになった。

つぎに、ドイツ語学校の成立状況ならびに、制度上におけるその位置づけの問題を吟味するに先立って、従来から存在していた教會的学校、とくに、そこにおいて行われていた教育の基本的性格、および、俗人教育のとり扱いについて、特徴的な点を明確にするために、若干の考察を加えることにする。

(31) アウグスブルクの商人 Lucas Rem はその日記の中で彼の父が彼を Dorfpfarrer のもとに送ったことを記している。これは1493年 (彼が12才) のことであるが、こうしたやり方はそれ以前の時代にも行われていた。

(Aus dem Tagebuch des Kaufmanns Lucas Rem — Kelbert : op. cit., S. S 80-83所収)

(32) ハンザ都市リューベックの商人 Siegfried Veckinchusen は、その息子により・書き方を学ばせるために、1407年、すなわち彼が11才のときに、オランダのブリュージュに送った。(Kelbert : op. cit. S. 21) また、他のリューベックの一市民はその息子をイタリーに留学させた。(Schnell : op. cit., S. 172)。

(33) フランクフルト・アム・マインにおける書記の数の変遷はつぎのようなものである。1311年~1350年 1人、1351年~1400年 5人、1401年~1450年 20人、1451年~1500年 23人。

(34) これは書き方および計算に熟達した人間であると同時に公的書記、代理人であった。彼は事務机 “stuhl” を盛り場に定め、そこで依頼人に対して即座に願書、手紙、送荷明細書を作成する者であった。この最初の例としては、1409年ニュールンベルクの Jobs Kapfer を指摘することができる。彼はまた、教授活動を行っていたことが明らかである。

(Günther, Siegmund : Geschichte des mathematische Unterrichts, 1887. Mon. Germ. Paed., Bd. 3 S. 295)

(35) “modist” という言葉は、もともと “alamodischen”, つまり現代風の書き方技術——ますます古い字画 (Schriftzuge) を駆逐しつつあった官庁式書体 (Kanzleischrift)——の熟練者を意味する。もっともこれらの者は計算もできた。たとえばフランクフルト・アム・マインでは modist がすでに1421年に存在していた。(Günther : op. cit., S. 295)

(36) Kelbert, H. : op. cit., S. 26 参照

II

タキトゥス (Tacitus) が、その著「ゲルマニア」(Germania) の中で指摘しているように、古ゲルマン時代には、文字ならびに書くことはまだ知られてはおらず、彼らの間での唯一の伝承・記録の方式は歌であった。⁽³⁷⁾ 実際、ゲルマン的農業、戦争、海賊、および商人の活動にとって、文字はなんらの重要性をも有してはいなかった。詩人、神話学者たちは、彼らの精神的所有を記憶の中に保持し、そしてその伝達をもっぱら口頭で行ったのである。彼らのかかる精神的伝達の方法は、中世に至っても依然としてつづいた。⁽³⁸⁾ 「よむことができ、はじめてその人は人間である」とは古代エジプトの諺であるが、かかる意識は彼らのあいだではもちろんまだ生じてはいなかった。

第7・8世紀に至って、有名な「ゲルマン人の使徒」ボニファチウス (Winfried-Bonifatius 675-754) などによって、キリスト教が彼らの地にも伝達されたのであるが、注目すべきことは、それと同時にキリスト教と融合していたところの古典的教養の原理が導入されたことである。⁽⁴⁰⁾ 各地に、修道院 (Kloster) や司教座 (Bistum) が設けられ、これを中心としてゲルマン人のキリスト教化が強力に推進された。しかしながらたといこの結果として、彼らの古い宗教が打破されたにしても、これをもってただちに彼らの文字を知らない状態が改善されたと考えるのはもちろん早計である。なぜなら、キリスト教の祭式の場合でも文字とは無関係のやり方でのそれへの参加が可能であったからである。⁽⁴¹⁾ こうした状態を変革せんとするころみは第9世紀に至ってはじめて、しかも教会の内部からでなく外部から生じた。もともと輸入された教養は「既成のもの、権威的なもの、伝統的なもの」⁽⁴²⁾ であって、決して彼らの固有の生活の中から生み出されたものではなかった。カール大帝 (Karl der Grosse 742-814) は、古典古代の伝統およびキリスト教的教養と北欧的国民性との融合を促進せんところみた。カールの努力はつぎの2つの点に向けられた。すなわちその第1は、古典古代のすべての知識、教會的学問——その受容に必要なラテン語の訓練をふくめて——ふたたび流動的にすること。まず最初は聖職者の間で、それから俗人の間でも。そしてその第2は、信仰と祭式にとって必要とされる章節 (Stücke) のドイツ語翻訳によって、キリスト教の教義を普及しそして学問のない庶民の理解により一層近づけること。⁽⁴³⁾ このために、司教座聖堂学

(37) タキトゥス 田中秀央・泉井久之助訳：ゲルマニア 岩波書店 p. 19ff

(38) Flitner, W. : Die vier Quellen des Volksschulgedankens, Stuttgart, 1949. S. 26ff. 参照

(39) Fischer, K. : Geschichte des deutschen Volkslehrerstandes, Hannover, 1892. S. 11

(40) Paulsen, F. : Das deutsche Bildungswesen in seiner geschichtlichen Entwicklung. Leipzig, Berlin, 1906. S. S. 5-6. 参照

(41) Flitner, W. : op. cit., S. 26

(42) Müller-Freienfels, Richard : Bildungs- und Erziehungsgeschichte vom Mittelalter bis zum Ausgang der Aufklärung, Leipzig, 1932. S. 7

(43) Beyer, Otto : Die Stellung der Schule in Mittelalter bis zur Zeit der Kreuzzüge, 1897. S. 4

校 (Domschule=scholae episcopales), 修道院学校 (Klosterschule=scholae monasticae sive abbatiales) および 教区学校 (Parochialschule = scholae parochiales) などの設置が定められた。⁽⁴⁴⁾ こうしたカールの教育奨励策は、教会にとってもきわめて好ましいものであった。なぜならば「教会は、それ独自の関心において、必要な職業的知識を備えた聖職者の後継者の養成に対して配慮しなければならなかった」⁽⁴⁵⁾ からである。したがって、修道院学校や司教座聖堂学校が「さしあたってまず、教会の職務に対してのみ定められていた」⁽⁴⁶⁾ ものであったことは、きわめて当然である。

中世を通じて、これらの学校が俗人の教育に対して果たした役割は、非常に限定されている。事実、ヘッセルバッハの指摘するように「聖職者になることを欲していない者が、完全なる古典的教養を獲得することは稀有のことに属した」⁽⁴⁷⁾ のである。たとい、修道院学校にまさにそれ以外のいかなる教育施設も存在しないが故に、世俗的理由から必要な教育を受けるために、俗人が入学を許された場合があったにしてもこれは、当時むしろ避けられそして決して熱心には奨励されなかったところの拡大であった。⁽⁴⁸⁾ また、偶々入学した者は、そこで一種の「客として待遇を受ける権利 (Gastrecht)」⁽⁴⁹⁾ を有していたにすぎない。これらの俗人すなわち将来修道士になることを義務づけられておらず、教区付きの司教 (Weltgeistliche) になるかあるいはそのまま俗人の地位にとどまることを欲していた者たちは、それでもカール大帝の時代には修道院の禁域の内部に生活している修道志願児童 (pueri oblati) と一緒に教授を受けていたのである。⁽⁵⁰⁾ しかしながら、カールの死後まもなく「固有の修道院学校生徒の厳格な禁欲的な教育に対して、かかる種々の生徒を混合することの有害な影響」⁽⁵¹⁾ を理由として、そこに収容する生徒を、もっぱら、pueri oblati に限定せんとする方針が出されている。⁽⁵²⁾ こうした封鎖性を賦与することは、あきらかにカール大帝の意図に反するものであり、また、当時すでに俗人排除の方針を厳守することは、実質的に不可能な状況にあった。そこで一方において、この学校に対してその厳格なる教会的性格を守り、他方において俗人をも教授に参加せしめるための措置として、いわゆる内校 (schola interior) と外校

(44) 学校の種類としてはこの外にいわゆる宮廷学校 (Scholae Paratina) があるがここではとくに言及しない。

(45) Hesselbach, Eva : Die "deutsche" Schule im Mittelalter. Berlin, 1920. S.4 (Zeitschrift für Geschichte der Erziehung und Unterrichts zehnter Jahrgang)

(46) Kämmel, Otto : Geschichte des deutschen Schulwesens im Übergange vom Mittelalter zur Zeit, Leipzig. 1882. S.15

(47) Hesselbach, E. : op. cit., S.4

(48) Kämmel, O. : op. cit., S.15

(49) Paulsen, F. : Das deutschen Bildungswesen in seiner geschichtliche Entwicklung, Leipzig Berlin, 1906, S.2

(50) Lurz, G. : op. cit., S.6

(51) Beyer, O. : op. cit., S.8

(52) 817年の規定はつぎのように定めている。すなわち「修道院にあるスコラは、修道志願児童でないものを採用しない。(Scola in monasterio non habeatur nisi eorum, qui oblati sunt.)」

(schola exterior) が設けられたのである。⁽⁵³⁾かかる内校・外校の区別は司教座聖堂学校でも同様に生じたものと考えられる。⁽⁵⁴⁾もっとも、この区別が教授目的もしくは教授内容上の差異にもとづくものではなかったことは注意されなければならない。実際、これらの学校の教授内容は到るところで本質的に同様のものであった。

すなわち、下級に対しては、文法(Grammatik)、修辭(Dialektik)、弁証法(Rhetorik)のいわゆる Trivium、上級に対しては、音楽(理論)(Musik)、算術(Arithmetik)、幾何(Geometrie)および天文(Astronomie)の Quadrivium であったが、これは中世紀の数百年にわたって「驚くべき不変性」⁽⁵⁵⁾を維持しつづけたのであり、これは「教育制度において、決定的な変更が生じたところの第13世紀においてもなお本質的には同一のままであった」⁽⁵⁶⁾のである。

ところで、カール大帝の「一般的な初等教育を施し、そして同時に大衆を宗教的に陶冶する」⁽⁵⁷⁾意図にもとづいた教区学校は、いかなるものであったか。ルツの研究によれば、教区に関係している学校法は、これを2つのグループに分割することができるのであり、その両者において教授と学校とがのべられているが、それらは各々異った意味を有している。すなわち、その第1のグループに属するものは、キリスト教の根本的真理についての教授に関する一群の法令であって、ここでは庶民がそれへの出席を義務づけられたところの初歩

(53) シュタイエルマルクの Benediktinerstift Admont においては第12世紀に内校・外校の区別がみとめられ、また中世の末期には、40以上あった他の修道院においてもかかる区別が存在したものと推測されている。

(Loserth, Johann : Die protestantischen Schulen der Steiermark in sechzehnten Jahrhundert, 1916 Mon. Germ. Paed. Bd., 55 S. 51)

また、リューベックにおいては、たといその区別が明確に示されていないにしても、はじめから当地の Domstift には内校・外校が存在していたものと推測されている。

(Praetorius, Friedrich : Das niedere Schulwesen Lübecks im 17 und 18 Jahrhunderts, (Dissertation) Schönberg, 1908 参照)

一方、バイエルンでは、中世末期において俗人の入学が許されていたがこの場合、固有の修道院学校の生徒と他の生徒との厳格なる区別は、レーゲンスブルクの聖 Emmeram のごとき重要な修道院でも決して生じてはいなかった。もっとも他の修道院では、ときどき分離が要求され、そして実施された。(Lurz, G. : op. cit., S. 21)

ライプチヒには、3つの修道院が存在していたがこのうちの Thomasstift のみが、おそらく最初から(第13世紀初頭)内校・外校を有していたものと考えられるが、それが実証できるのは1254年以降である。(Kämmel, Otto : Geschichte des Leipziger Schulwesens vom Ausgange des 13. Jahrhunderts bis Gegen die Mitte des 19. Jahrhunderts, Leipzig u. Berlin, 1909.)

(54) Ziegler, Theobald : Geschichte der Pädagogik, München, 1909, S. 23ff. なお、ここでは Domschule のみを指摘しているが、これと同様に、寺領内教区の司祭を養成する機関として Kathedralschule, Stiftschule がある。その内容は Domschule とほぼ同様のものであった。もっとも、これらの学校が修道院学校の外校の如き特別の課程をもつことは稀であった。(皇至道 : 独逸教育制度史, 柳原書店 昭18 p. 16-7,)

(55) Kämmel, O. : Geschichte des deutschen Schulwesens im Übergange vom Mittelalter zur Zeit, Leipzig, 1882. S. 17

(56) ibid.,

(57) Beyer, O. : op. cit., S. 4

的宗教教授のみが重要なのであって、よみ方あるいは書き方は問題にはなっていない。一方第2のグループに属するものは、文字についての指導——さしあたってよみ方の教授——を主題とする法令であって、ここでは主として聖職者の後継者の養成が意図されている。⁽⁵⁸⁾かくて教区学校は2つの異った意味を有するのであるが、当時において成立したのは前者の意味のものであって、それは「古き教理問答学校 (Katechetenschule) にほかならなかった。」⁽⁵⁹⁾しかも813年のマインツの教会会議の決定においては、もはや、「文字を学ぶこと (litteras discere)」についてはなにも言及されておらず、もっぱら、宗教的指導を行う教区学校のみがとりあげられているにすぎない。

たといカール大帝の法令の中に、一般的初等教育の萌芽がすでに認められるにしても、それはまだ庶民大衆の中に確固たる基盤を獲得することはできなかつた。その理由としては、俗人大衆の精神的陶冶に対する無関心とともに、⁽⁶⁰⁾かかる教育にたずさわる聖職者の能力および熱意の欠如を指摘することができる。しかし、より本質的理由は学校教育そのものの基本的性格の中に求められなければならない。すなわち、それは、特別の階級の興味には役立つものであったにしても「大衆の関心と生活に対する関連性を一切欠如していた」⁽⁶¹⁾のであって、こうした実生活からの遊離の傾向は、その後の時代においても依然として持続された。かくして、中世を通じて「一方ではラテン語を話す聖職者および学者と、他方では、方言 (Volksidiom) の域を出ないでいる俗人との間の明確な分離」⁽⁶²⁾がいちじるしい特徴となったのである。

第13世紀に至っても、かかる状況に対する教会側からの根本的変革の動きは生じなかつた。たとえば、1215年法王インノケンチウス3世 (Innocentius III. 1198-1216) のもとで開かれた第四回ラテラン会議の教育に関する決定は、たといそれが危機に陥りつつあった教会勢力の強化策の1つとしての僧侶養成の充実を意図したものではあっても、決して民衆教育の普及策ではなかつた。まさしく「教会による、教会のための、そして同時に永遠のための教育 (Erziehung durch die Kirche für die Kirche und damit für die Ewigkeit)」⁽⁶⁴⁾の理念は中世初期以降、末期に至るまで終始一貫して保持されていたのであって、ここからは「教会による、俗人のための、そして同時に現世のための教育」の理念は生じなかつたのであり、事実それを期待することは不可能であつた。教育制度においてあたらしい時代を築き上げたものは法王でも教会会議でもなく都市と、その中で抬頭して来た商業および高等な手

(58) Lurz, G. : op. cit. S. 9ff 参照

(59) 以上については Beyer, O. : op. cit. S. 8

(60) Koldewey, Friedrich: Braunschweig Schulordnung von den ältesten Zeiten bis zum Jahre 1828. (Mon. Germ. Paed., Bd. 8) Berlin, 1890, S. XXIX

(61) Beyer, O. : op. cit., S. 12

(62) Ziegler, T. : op. cit. S. 20

(63) 梅根 悟 : 中世ドイツ都市における公教育制度の成立過程 誠文堂新光社 昭32 p. 1ff. 参照

(64) Paulsen, F. : (Bildungswesen) S. 2

工業の必要が、はじめてそしてそのみが新たなるものをもたらしたのである。⁽⁶⁵⁾

III

いまや学校は市民的自治体の中にその新たなる存立の基盤をみい出した。いわゆる都市学校 (Stadtschule) の発生を促したところの主なる要因は「教育によって、運命に勢力を獲得せん」⁽⁶⁶⁾と欲している市民階級の自主的な要求の中に求められる。うたがいなくこうした教育に対する要求は、都市人口の拡大に伴って、より一層大きなものとなり同時に組織的なものとなった。ことに、従来まったく学校を有していなかった新地域の住民は、時代とともに市民的生活のあらゆる領域において急速にその権限を拡張しつつあった市参事会 (Stadtrat)⁽⁶⁷⁾をうごかして、ついには都市学校に関する教師任免権 (Schulpatronat) の獲得を意図せしめるに至った。⁽⁶⁸⁾かくして、都市学校の成立とともにこれまでの教会的学校制度の外に「世俗的学校制度の出発点」⁽⁶⁹⁾が構成されたのである。しかしながらこのことは決して過大に評価されてはならない。少くともそれはただちに教会に対して敵対的な学校制度の開始を意味するものではなかった。

すなわち、都市学校の新設に関する主たる理由として指摘されているものは、従来から存在せる教会的学校への通学上の種々の不便、とくに通学距離の長いことおよび通学途上での危険、授業料の高いこと、教師の粗悪性などのいわば外的なものであり、これに加えてしばしば都市の教会 (Stadtkirche) のために合唱隊——それは生徒から構成される——を備えたいという市民の願望⁽⁷⁰⁾が加わっていた。市参事会は、実際のところ、こうした市民の利便をはかるために、市営の学校建物の建設を企図しそれに伴って教師任免権を要求した⁽⁷¹⁾のである。

都市学校の設置をめぐる聖職者と市参事会の間で、しばしば激しくそして長期にわたって生じたところのいわゆる学校紛争 (Schulstreit)⁽⁷²⁾にしても、その中心的な論議はもっぱ

(65) Ziegler, T. : op. cit., S. 32

(66) Beyer, O. : op. cit., S. 13

(67) 第13世紀頃からその権限はますます拡大した。行政の主要部門は警察・軍事・財政であって、このうち警察についてみるに、これは市場警察から出発して建築警察、消防警察、衛生警察を掌握していった。さらにこれに加えて貧民救済、病院施設、教会関係の事務が加わった。なお付言するならば、この参事会の制度は、中世都市の核心を構成するものであって、第13世紀にはドイツ全土の都市に成立している。

(68) 都市学校の成立については、すでに梅根悟教授の詳細な研究 (前掲書) がある。なおドイツにおける都市学校の設置状況については Kämmler, O. : op. cit., S. 56-95 参照

(69) Paulsen, F. : Geschichte des gelehrten Unterrichts, Bd. I., S. 18

(70) たとえば Koldewey, K. : Braunschweigische Schulordnungen von den ältesten Jahre bis zum Jahre 1828, Berlin, 1886. (Mon. Germ. Paed., Bd. 1.) S. XXXVI ff.

(71) 寺院にならって市が公費をもって校舎を建設し、それを教師適格者に賃貸して教育を行わしめるという初期の事例は 1253年リュウベックにみとめられる。(梅根悟 前掲書 p. 51ff. 参照)

(72) 学校紛争はたとえばリュウベックにおいては、1253年以降1262年に至るまで、ハルブルクでは、1281年以降1289年に至るまで、ブラウンシュバイクでは1407年以降1420年に至るまで継続されたのであり、一方シュテッチェンでは、1277年以降1469年に至るほぼ200年間におよんだ。

ら「⁽⁷³⁾法律的小および金銭的問題」に関するものであり、決して教会の教義に対する内的対立に起因するものではなかった。市参事会の教育的関心の発生、および都市学校設立のこころみは何等かのイデオロギーにもとずいたり、何等かの政治目的にもとずいて民衆をそのイデオロギーに向って、またその目的に適合するような知識、技能をもつ人間たらしめるように教育しようとする“上からの教育意図”に基くものではなかった。⁽⁷⁴⁾実際のところ、たとい市民階級が現実生活の必要に対処するという世俗の動機から都市学校の設置を要求したにしても、彼ら自身が享受すべき学校教育について、聖職者が⁽⁷⁵⁾教會的学校に対して従来定めていたものとは別個のいかなる明確な理念も彼らの間にはまだ生れてはいなかったのである。また一面において経済的・政治的成功を背景に、上昇しつつある市民階級とくにその上層部では、⁽⁷⁶⁾聖職者階級ならびに貴族階級と精神的分野においても同等の地位に立とうとする強い欲求があったことがみとめられる。

こうしたなかで、彼らがたとい「その内容が、彼らの地位および利益に相応しないものであった」⁽⁷⁷⁾にしても、聖職者や貴族の享受すべき教育と同様のものを要求したことは、ある程度当然のことと考えられなければならない。さらに、これに加えて、市民階級にとってまきにはじめて組織的な学校教育が計画された当時の現実的諸状況、とくにその教師は聖職者階級からしか得られなかったという事情も⁽⁷⁸⁾のがされてはならないであろう。

かくして成立して都市学校は、教會的学校と対立するものではなく、むしろあらゆる点で教會的学校を基準として組織・編成されたのである。実際、両者の差異は、決して本質的なものではなく、都市学校においては、しばしば、教授がより初歩的なもの (Elementare) に⁽⁷⁹⁾限定されていたこと以外には存在しなかった。都市学校は、下級学校として位置づけられ、上級学校たる教會的学校に対する一種の予備校 (Vorschule) となった。もともと、のちにいたって、この都市学校は上級学校としての性格をも賦与されるに至ったのであるが、これによって、ますます教會的学校に近づき、⁽⁸⁰⁾結局のところその並列施設 (Parallelanstalten) —ラテン語教授施設— になったのである。非常に長きにわたって、都市学校は教會的学

(73) Hesselbach, E. : op. cit., S. 6

(74) 梅根 悟 : 前掲書 p. 235

(75) Hesselbach, E. : op. cit., S. 6 参照

(76) Schiller, Herman : Lehrbuch der Geschichte der Pädagogik. Leipzig, 1887. S. 59 参照
なお、かかる欲求をもったのはまず大商人、市の当局の市民的官吏、市参事会々員、ギルドの親方などであった。

(77) Kelbert, H. : op. cit., S. 25

(78) たとえば Koldewey, F. : op. cit., (Mon., Germ. Paed., Bd. I) S. XL

(79) Paulsen, F. : Geschichte des gelehrten Unterrichts, Bd., I S. 19

なお、リュベックの1262年の都市学校設立に関する協定書およびハンブルクの1289年のそれ、さらに1320年ブリュッセルの協定書は、いずれも都市学校を下級学校として位置づけた。

(80) ブラウンシュバイク市に対する法王ヨハネス23世とマルチヌス5世の特許状 (1415年・1419年) は都市学校を教会に対してはっきりと「同格の学校 (consimiles scole)」として位置づけた。原文はKoldewey, F. : (Mon. Germ. Paed., Bd. I S. 14,) S. 18

校の模造品 (Nachbildung) もしくはその代用品 (Ersatz) たる地位を維持したのであるが、⁽⁸¹⁾ そのかぎりにおいて、これは市民の実際的の必要には役立たなかった。ラテン語文法や修辭学を習得するにはきびしい努力が必要であり、またそれに対して使用された時間と労苦は必ずしも狙われた成果にふさわしいものではなかった。この事実から、より現実の必要に役立つ知識を教授する別の施設を獲得せんとした市民大衆の努力が説明される。かくして成立した学校が、ラテン語学校との対比において、ドイツ語学校もしくは書き方学校とよばれているところのものである。

ところで、われわれはこれらの学校の成立および発展をのべるに先立って、市民生活のあらゆる領域におけるドイツ語の使用の拡大、とくにドイツ文語 (Schriftsprache) の発達について、簡単に言及しておくことが必要であろう。

IV

すでによく知られているように、中世にあつては「ラテン語学習は、あらゆる高度の精神的文化 (Geisteskultur) への前提条件」⁽⁸²⁾ であった。伝統的に教會的の学校が、さらには第13世紀以降に成立した都市学校が、ラテン語学校と化したのはまさにこのためである。

これに対して民族の言葉 (Volkssprache) は、ラテン語の圧倒的優位のもので、長い間軽視され、とくに方言上の特性によつてもその使用は地域的にきわめて限定されていたので⁽⁸³⁾ ある。ドイツ民族に共通な言葉はまだ存在してはいなかった。もっとも、母国語の振興の最初のころみはずで、ドイツ文法の編纂に着手し、古代ドイツの英雄詩を集大成したところのカール大帝にみとめられる。その後第9世紀に至つて、最も古いドイツ詩人とよばれているオトフリート (Otfrid von Weissenburg) をはじめとする詩人たちによつて母国語での作詩が行われたことが知られている。さらに第12世紀以降、第13世紀にかけて輩出したニーベルンゲンの歌 (Nibelungenlied) をはじめとする騎士文学の多くの傑作は、⁽⁸⁴⁾ 標準的ドイツ文法の成立に対して、重要な影響をおよぼしたのである。とくにかかるドイツ語の発達、そのままドイツ民族固有の文化財の整備・充実と表裏一体をなすものであったことは注意されなければならない。すでに第13世紀の後半に至つて、法律文書が従来のラテン語に代つてドイツ語によつて起草される傾向が次第に強まつてきている。たとえば、ドイツ中

(81) Kämmel, O. : Geschichte des deutschen Schulwesens. S. 94

なお、この事実は教會的の学校の数が十分であつた都市には、都市学校の成立が全くみとめられないか、あるいは、非常にその時期がおくれたことによつても明らかである。たとへば、エルフルト、シュバイエル、シュトラスブルクなどがこれに属す。

(82) Müller-Freienfel, R. : op. cit., S. 7

(83) Risch, Adolf : Luthers Bibelverdeutschung, (Schriften des Vereins für Reformationsgeschichte. Nr. 135), 1922. S31 参照

(84) たとへば騎士詩人 Hartmann von Aue, Wolfram von Eschenbach, Gottfried von Strassburg の叙事詩、さらにまた Walther von der Vogelweide の抒情詩がある。

世の代表的な法律書であり、ドイツ全土にわたって広く流布したところのザクセン・シュピーゲル (Sachsenspiegel)⁽⁸⁵⁾ や シュワールベン・シュピーゲル (Schwabenspiegel)⁽⁸⁶⁾ は、かかる傾向を示すところの顕著な例であって、この外にも多くの法律文書がドイツ語で起草されたのであり、またたとい最初はラテン語で書かれていたものであっても、直ちにドイツ語翻訳が行われることによって住民に親しみやすいものとなった。このように官庁の用語がドイツ語になった理由として指摘されるべきものは、ホーエンシュタウフェン王朝の没落 (1254) とともに、政治的支配権の及ぶ範囲がドイツ語を話す領土内に限られるようになってきたことである。ドイツ語のさらに一層の充実・発展は、第12・3世紀において、東方の地に向けた前進して一大民族運動 (ゲルマン化運動) による諸スラブ語の克服のプロセスから生じた。⁽⁸⁷⁾

ドイツ語によるラテン語の駆逐の過程は、商業文書の上からも明確にみとめることができる。すなわち、1304年から1307年に至るニュールンベルク (Nürnberg) の木靴屋 (Holzschuh) の会計簿では、一切の記帳が、当時における支配的なやり方にしたがって、すべてラテン語によって行われている。しかしながら、1363年の Herman und Johann Wittenborg および 1367年の Vikos Geldersen の会計簿は、ほぼ1350年を境界線として、それ以前においては、ラテン語による記入が圧倒的でありドイツ語はわずかに使用されているにすぎないが、それ以降においては両者の立場が全く逆転していることが知られる。これらの事実は、第14世紀後半に至って、商人の帳場 (Schreibstube) におけるドイツ語の使用がかなり普及していたことを明白に物語っている。第15世紀に至って、ドイツ語は商人のもとして最終的に確固たる地位を獲得した。⁽⁸⁸⁾

これとまったく同様の変化は、市当局の事務局 (Ratsschreibstube) についてもみとめられる。たとえば、第13世紀の中期において、ハンブルク市の土地台帳およびすべての会計簿は、ラテン語で書かれているが、一方、第15世紀中期(1455)以降、リューベック市においては、市参事会の命令によって、それらはすべてドイツ語で記入されなければならなかった。⁽⁸⁹⁾

こうした市民生活の公的・私的領域の広い分野にわたるドイツ語の一般的使用は、必然的

(85) ザクセンの参審員 Eike von Repkow によって、1220年ないし1235年の間に編纂された。これは単にザクセン地方のみならず広くドイツ各地に流布し、法典として使用された。

(86) 1275年ごろにアウグスブルクの一僧侶によって著された。本書はザクセン・シュピーゲルについて各地に、とくに南ドイツ地方に流布した。

(87) この植民運動によって、新たに開かれた土地には、多くのドイツ人都市が建設されたのであるが、これらの都市の市民の間に最初のドイツ文章語がつくられた。

(田辺寿利：言語社会学敘説，日光書院，昭18 p.99 参照)

(88) 以上の記述については Kelbert, H. : op. cit., S. S. 10-11 参照。

なお、15世紀末(1495)の Nürnberger-Lübecker Mulich の仕入書は、もっぱらドイツ語、しかも高地ドイツ語で記入されている。

(89) Kämmler, O. : op. cit., S. 167

(90) Ruge, Willy : Die Blütezeit der deutschen Schulen Lübecks in der 2. Hälfte des 16 Jahrhunderts, Leipzig, 1900. S. 5 Anmerkung.

に市民の一人一人に対して、ドイツ語のよみ・書きについての、ある程度の知識を必要とせしめることになった。ケメル⁽⁹¹⁾の指摘によれば、1500年ごろシレジアのヤウエル (Jauer) においては「よみ・書きのできないものは、市民権 (Bürgerrecht) から遠ざけられる」べきことが明白に定められていたのであって、「かかる規定のなかに、しばしば法律上の就学強制⁽⁹²⁾におけるよりも、もっと有効な刺激が存した」ことがみとめられなければならない。

ところで、よみ・書きの習得の必要性が明確に認識されるようになって、これが実際の場面において実現されるためには、なお重要な条件が欠如していたのであって、それは多分に技術的なもの、すなわちリンネル紙 (Leinenpapier) および書籍印刷術 (Buchdruckerkunst) の発明によってみだされることになった。リンネル紙の発明は、すでに第14世紀初頭にみとめられるが、ドイツにおいてその使用が一般的になったのは、第15世紀の中期である⁽⁹³⁾。この紙の普及は、とくに書き方が一般大衆のものとなる過程において、まさに決定的な意味をもっている。かなり以前から「書き方は、聖職者の技術 (ars clericalis)⁽⁹⁴⁾」とされ、そしてそれは単なる熟練 (Fertigkeit) 以上のもの、すなわち技術 (Kunst) とみなされていたのであるが、かかる評価は、結局書き方の材料が高価なために、その普及がきわめて限定されていたことによるものである⁽⁹⁵⁾。当時羊皮紙はごく重要な文書に対してのみ使用されており、紙の発明以前において書き方を学ぶためにしばしば使用されたのは、木製の緑色のワックスでおおわれた薄板であって、人々はこの上に、木製、ガラス製あるいは金属製の尖筆 (Griffel) で文字を刻みつけたのである。もっとも、これは決して長期間の使用に耐えうるものではなかった⁽⁹⁶⁾。廉価な紙の発明によって、こうした状況は大いに改善されたのであり、それとともに書き方技術を聖職者階級から奪いとり、そしてついにはそれを大多数の人が自己のものとするための道が拓かれたのである⁽⁹⁷⁾。

ところで、この紙の大量の供給は書籍印刷術の発明をも導くことになった。マインツ人グーテンベルク (Johann Gutenberg) によって、第15世紀中期 (1440年ごろ) に達成された「文化史上最も重要にしてかつ影響力の大きい発明⁽⁹⁸⁾」すなわち、新たなる書籍印刷術の発明は、たちまちのうちにドイツ全土に普及し、国民の精神生活の上に新時代を画することとなった。もっとも書籍に対する需要はすでに以前から高まりつつあったのであり、これに必ず

(91) Kämmel, O. : op. cit., S. 78

(92) Fischer, K. : Geschichte der deutschen Volkslehrerstandes, Hannover, 1898. S. 11

(93) Schiller, H. : op. cit., S. 62 最初紙はイタリーのベニスから取りよせられていたが、第14世紀の末に、ドイツにおけるはじめての紙工場がニュールンベルクに成立した。第15世紀において紙は書くための材料として学校でも広く知られていた。

(94) Lurz, G. : op. cit., S. 15

(95) Kämmel, O. : op. cit., S. S 177-8 参照

(96) Hesselbach, E. : op. cit., S. 25 参照

(97) Lönne, Ludwig : Das Unterrichtswesen des preussischen Staates Bd. I. Berlin, 1855. S. 14

(98) Janssen, Johannes : Geschichte des deutschen Volkes, Bd. I, Freiburg, 1897. S. 3

るための複写人 (Abschreiber) が比較的大きな都市にはかなり存在していたことが知られている。また、写本の取引範囲も決して狭いものではなかった。しかしながら、その普及は部数および価格の点でおのずから限界があり、住民の大多数にとって、それを入手することはきわめて困難なことであった。⁽⁹⁹⁾

書籍印刷術の発明はあらゆる精神的産物を安価にそして大量にしかも正確に複製し伝播するのに適切な手段を提供したものであって、その結果、学問および技術はあらゆる階級に属する者にとって非常に親しみやすいものとなった。これによって、長きにわたった一部の階級による学問および技術の独占がはじめて打破されることになったのである。

書籍の普及は、とくにそれがドイツ語で書かれたものである場合には、さらに一層ドイツ語のよみ・書きの必要性を喚起するとともに、またその習得をも容易にしたのである。⁽¹⁰⁰⁾ 第15世紀後半に至って、ドイツ語とくに書き方の学習に対して使用されることを目的とする本——その内容からして、あきらかに商人の必要に応ずるものである——が、数多く印刷・出版されることになった。その例として、Christoph Hüber によって起草された「一般的修辭学 (Rhetorica Volgarius 1477 年出版)」や Heinrich Knoblochzer の「定式集およびドイツ修辭学 (Formulae und Teutsche rethorika)」などを指摘することができる。とくに後者は、第 15・6 世紀において最も多くの部数が印刷されたものとして著名である。⁽¹⁰¹⁾

ところで、こうした本の成立は、すでにドイツ語教授に関する教育内容の組織化がかなり進んだ事実を最も明白に物語っており、したがってこれはまたドイツ語学校の質的変容ならびに量的発展に対する実質的条件が準備されたことを意味するものであった。⁽¹⁰²⁾

V

中世末期のドイツ諸都市において成立した、市民の実際的の必要に応ずる教授施設すなわちドイツ語学校は、さしあたって純粋に私的な事業として成立したのであって、当時の感覚⁽¹⁰³⁾

(99) たとえば聖書は多くの場合羊皮紙に書かれており、きわめて高価なもので普通人の手には入らなかった。しかし、印刷術が発明されると、これまでの 100 分の 1 の値段で手に入れることができるようになった。(今井登志喜：近世に於ける繁栄中心の移動、昭25 誠文堂新光社 p. 123)

(100) Fischer, K. : op. cit., S. 7 参照

(101) Kelbert, H. : op. cit., S. 27 参照

これまでに知られているところのドイツ語で書かれた最も古い算術教科書は、(Rechenbuch) は 1482 年ニュールンベルクの Ulrich Wagner によって出版されている。

(102) たとえば Müller-Freienfel は ドイツ語学校の発展にとって、ドイツ語の本の存在が重要な前提条件であることを示唆している。(Müller-Freienfel : op. cit., S. 41 参照)

なお、ここでは、本の成立によってひきおこされた教授技術上の変化についてはとくに言及しないことにする。

(103) たとえば Reble, Albert : Geschichte der Pädagogik, Stuttgart, 1964. S. 55 もっともシュプランガーによればドイツ語学校の創設が発生的に個人的企業心から生じたものか、市の参事会の措置から生じたものかは今日なお決定できない。(Spranger: op cit. S. 14)

からすれば、それはまだ「学校」(Schola)とはみなされてはいなかった。⁽¹⁰⁴⁾ドイツ語学校を維持していた者は、一般に、“Deutscher Schreiber”, “Deutscher Schulmeister und Schulhalter” “Deutscher Schulmeister”, “Kinderlerer”, “Kindermeister und Lehrmeister”, “Modist”, “Schreiber”, “Schreibmeister”などの多様な名称でよばれていた⁽¹⁰⁵⁾のであるが、当時まだ教職に対する統一的な基準はまったく存在しておらず、したがってその素性や教養について、きわめて大きな差異がみとめられた。⁽¹⁰⁶⁾彼らの多くは放浪者(Landfahrer)として各地を旅しそして偶然到着したところで学校を開いた。したがって教師の流動性はきわめて大きいものであり、たとえば Christoph Hüber は 1476 年から 77 年に至る 2 カ年間に 3 つの土地において、“Schulmeister”として現われている。⁽¹⁰⁷⁾しかも彼は、教師になる以前におよそ 43 の土地を遍歴していたことが知られている。この流動性ととも、特に指摘されるべきことは、一定の職業を有する者が一種の副業(Nebengeschäftigung)としてドイツ語学校を⁽¹⁰⁸⁾経営していたことである。たとえばリューベックでは、すでに第14世紀の中期から4つのドイツ語を教授する施設が存在していたが、これらはいずれも公的な地位を有する書記の折にふれての副業から発展したものであったことが⁽¹⁰⁹⁾推定されている。南ドイツのメミンゲン(Memmingen)においてもドイツ語教師は、非常にしばしば書記(Schreiber)あるいは公証人(Notare)でもあったことが⁽¹¹⁰⁾指摘されており、また一方、シュトラスブルク(Strassburg)でも教職は“Stuhlschreiber”の副業として営まれていたのである。これと同様の事実は、さきに指摘したように、フランクフルト・アム・マインにおいても⁽¹¹¹⁾数多くみとめられる。

このように副業的にドイツ語学校を経営していたところの者たちは、当時まだ明確な階級的意識をもって団結し、彼らの利益の保護と奨励のためにツunftを形成する段階には至ら

(104) ドイツ語学校の教師は、しばしば手工業者(Handwerker)と同列におかれていた。それゆえ、彼らに関する規定は手工業に関する法令の中にあつた。この例は、ミュンヘン(1300年)や、バンベルク(1490年)にみとめられる。

(Ruge, W. : op. cit., S. 3 Anmerkung)

(105) Hesselbach, E. : op. cit., S. 35

(106) 第14世紀以降、引退した聖職者、手工業者、墮落した大学生やラテン語学校生徒が教職を司ることが多かった。

(107) Barth, P. : op. cit., S. 195 Anmerkung

なお、ストルツの研究によれば、アルゴイ(Allgäu)地方の7つの都市についてみるに、かなり多数の教師が、7つのうちの2つか3つの都市で教えている。(Stolz : op. cit., S. 159)

(108) もっとも、中世においては1人の人間が2つの異った職業を営むことは決して例外的なことではなかったことがこの場合にも考慮されなければならない。

(109) Ruge, W. : op. cit., S. S. 1~2 参照

この理由としてはかかる学校が“scryfscholen”の外称でよばれている事実、および Ratschreiber と Schulmeister の職務の結合が比較的あとまでつづいた事実が指摘されている。

(110) Stolz, A. : Die deutschen Schulen und die Realschulen der Allgäuer Reichsstädte, Berlin, 1915. (Mon. Germ. Paed., Beiheft, 1.) S. 63

(111) Kelbert, H. : op. cit., S. 26 参照 なお“Stuhlschreiber”については註(34)参照

なかった。一般的に、中世を通じて、かかるものの存在をみとめることは困難である。⁽¹¹²⁾

ところで、教職を司る者の多様性はそこで彼らがとり扱うところの教授内容についても、ある程度の差異をもたらすことになった。ドイツ語学校あるいは書き方学校は、もともと、その発生基盤を市民の 実際的の必要の中に有するものであり、それゆえに、「市民の需要に応じて何でも教える学校」⁽¹¹³⁾であった。それは必ずしもドイツ語のみに限定されるべきものではなく、必要な場合にはそして教師の能力がそれを許す場合には、⁽¹¹⁴⁾計算やラテン語文法の初歩をも教えることがあった。⁽¹¹⁵⁾

これらの現実的の必要に敏感に感じられるところの学校が各地に、いわば自然発生的に数多く成立するに至り、しかもそれが既存の学校、とくに教会的学校にとってもはや無視することのできない存在となったときに、聖職者とくに司教ないしその機関としてのスコラスティクス (Scholasticus) によって、積極的にこれを抑圧せんとするところみがなされた。⁽¹¹⁶⁾これに対して、市民ならびに市参事会はドイツ語学校を支持したのであって、ここに、学校紛争が各地に生じることになった。われわれは以下において、この紛争におけるスコラスティクスと市参事会との対立抗争を通じて、ドイツ語学校がその制度化とともに、「ラテン語を教えない学校 (Lateinlose Schule)」⁽¹¹⁷⁾としての性格を賦与されるに至る経緯を若干の事例を通してみることにする。⁽¹¹⁸⁾

(112) Spranger, E. ; op. cit., S. 14 参照

かかる Schulmeisterzunft の結成は第16世紀以降に多くみとめられる。たとえばリューベックにおけるツンフトの法的結成は1585年である。

(113) 梅根 悟：前掲書 p. 121

(114) 第15世紀に至っていまや商業は大きな進歩をとげ、そしてますます合理的なものになった。そこで商人たちは、よりよい計算技術の習得を必要としていた。

ドイツ語学校では数字、貨幣、度量衡についての指導は行われても、計算 (Rechnen) はまだ本質的な教授科目となつてはいなかった。それは、むしろ専門の教師 (Rechenmeister) に委ねられることが多かった。

もっともドイツ語学校の教師が、stuhlschreiber や modist であった場合には、彼らは一般に計算にも精通した人間であったので、ある程度の計算が教授されたことが考えられる。なお計算教授についての詳細な考察は他の機会にゆずることとする。

(115) ラテン語文法の初歩が教授されていた事実は、これらの学校で使用されていた教科書から知ることができる。こうしたものの1つに、1437年に出版された文法の生徒用練習書 “Exercitium puerorum grammaticale per dietas distributum” がある。

(116) Dom-und Stiftsschule の管理者は、もともと magister scholarum とよばれたが、これはのちに scholasticus, scholaster の名称でよばれるのが一般的になった。これは司教によって任命されるのであり、初期には、みづから教授にたずさわっていた。しかしながら第12世紀以降、その地位はますます向上し、シュティフトの大立物の1人となった。(通常彼らは、同時に司教区尚書院長 (Kanzler) の職を司っていた)。これに伴って、みづから教授することを次第に放棄し、その仕事を司る者を別に任用して、自分は、その監督にあたるものが広く行われるようになった。任用された者は rector schoarum あるいは schorarium とよばれた。スコラスティクスは彼らに学校の経営を委ね、そして彼らから授業料の一部をその代償として徴収していた。かかる状況にあつてみれば、彼らが許可した学校以外の学校が成立し、しかも、生徒がそれによって減少することは、ただちにスコラスティクスの収入の減少をも意味したのである。

(117) Müller-Freienfels, R. : op. cit., S. 39

(118) ここでは、オランダにおけるかかる学校の発生についてはとくに言及しない。

VI

リューベックではすでに1262年、それまで9年間つづいた学校紛争（第一次学校紛争）のあとで、その教授内容を初歩学科（Elementaria）に限定するという条件のもとに1つの都市学校（Jakobischule）の設置が許可されている。しかし、これは決して、単なるよみ・書き学校ではなく、文法のおよび学問的準備教育を行うものであった。⁽¹¹⁹⁾ そのためのちに至ってDomschuleと同様にラテン語学校の中に算えられたのである。それはDomschuleに対する予備段階（Vorstufe）を構成しており、したがって市民の実際的必要なものはなれた存在であった。このために、リューベックではすでに第14世紀中期以降、4つの書き方学校が存在していた。これらのうち最も古いのはマリア教区（Marienkirchspiel）にあったものであり、他の3校すなわち、ヤコブ、ペトロおよびエギート教区（Jakobi-Petri-und Aegidienkirchspiel）にある書き方学校は、若干あとになってマリア教区のそれを模範として成立したのである。これらはいずれも教区学校（Kirchspielschule）の名で呼ばれていたが、実際には「純粋に都市の施設」⁽¹²⁰⁾であり、さらにこれらの外にも同様の施設がいくつか存在していたことが推察される。リューベック司教座聖堂のスコラスティクスであった Herman Dwelghe が、これらの施設に対してもその支配力を及ぼさんとしたために、これに反対する市参事会とのあいだに紛争（第二回学校紛争）が生じたのであるが、結局1418年8月6日に両者間に協定が成立して事態は解決をみた。すなわちそれによれば、今後市内に、すでに示したところの4校の書き方学校（veer scryvescholen）だけが存続を許され、他の一切のものは、破門の罰をもって禁止された。しかもこの4校の教授内容は、もっぱら、「ドイツ語のよみ方および書き方（lesen unde scryven in dem dudeschen）」⁽¹²¹⁾に限定されており、これ以外のものを教授することは禁止されている。それゆえ、これらの施設は、当時一般に「ドイツ語書き方学校（dudesche scryveschole）」の名でよばれていた。

さらに同様の事実はハンブルク（Hamburg）においてもみとめられる。当地でも第15世紀において、新たな紛争が書き方学校（scrifscholen）⁽¹²²⁾をめぐって発生した。すなわち、ハンブルクの司教座聖堂のスコラスティクス（Deys）は、若干の者が禁止されている方法で、ひそかに彼らの住居の中で教授を行っており、このために公的な教授施設（教会的学校）が被害を受けているという苦情を当時の法王であったボニファチウス9世（Bonifatius IX 1389-1404）に対して訴えている。法王は、パデルボルン（Paderborn）の大修道院長コンラート（Konrad）に勅書を送り、かかる新たな私学校的阻止にあたって、スコラスティクスを

(119) Praetorius, F. : Das niedere Schulwesen Lübeck im 17. u. 18. Jahrhunderts, (Dissertation) Schönberg, 1908. S. 10

(120) Ruge, W. : Die Blütezeit der deutschen Schulen Lübecks in der 2. Hälfte des 16. Jahrhunderts. (Dissertation) Leipzig, 1900, S. 2

(121) 原文は, ibid. S. 4 Anmerkung

(122) 以下の叙述は主として Hesselbach, E. : op. cit., S. S 10-12. による。

援助するように勧告している。

そこで、1402年12月8日の一文書において、この大修道院長は破門 (Bann) と聖務停止 (Interdikt) の威嚇のもとに、ハンブルク市内にある不法な学校を8日以内に閉鎖すべきことを命じたのである。しかし市民はこれに従わなかったのであり、紛争はあらたにスコラスティクスとなったウィヒマン (Wichmann) のもとでもさらに継続された。1456年に至って、市参事会側から紛争に関する協定案が示されている。これによれば、当市内にはリュールベックの場合と同様に4校の書き方学校を設置することを定めており、さらにその教授内容については「もっぱら、ドイツ語の文書、手紙および本 (allene dudesche scrifte, breve unde boke)」に限定している。とくに注目すべきことは「ラテン語の本もしくは文法 (latinsche boke edder gramathiken)」がこれらの学校で教えるはならぬことが明示されている事実である。これによって“sryfscholen”はラテン語を教えない学校、すなわち厳密な意味においてドイツ語学校となったのである。一方、それとの対比において従来から存在している教會的學校および都市學校は、この協定案において「ラテン語學校 (latinsche scholen)」とよばれている。もっとも、このラテン語學校は決してラテン教授のみに限定されるものではなくて、必要に応じてドイツ語のよみ・書きをも教えることができた。かかるラテン語學校におけるドイツ語教授は、ドイツ語の一層の発展に伴って各地で実施されていたことが知られる⁽¹²⁴⁾。たとえば、ロイトキルヘ (Leutkirche) では、すでに第14世紀中期以降、ラテン語・ドイツ語都市學校 (eine lateinisch-deutsche Stadtschule) が存在しており⁽¹²⁵⁾、またランダウ (Landau) では1432年に、都市學校の教師は、両親が要求する場合には、彼はドイツ語教授をも実施することを明白に義務づけられていたのである⁽¹²⁶⁾。さらに、ボーデン湖畔に位置するリンダウ (Lindau) においても、ラテン語學校におけるドイツ語教授はきわめて一般的なことであった⁽¹²⁷⁾。こうしたやり方はとくに小都市においては、決してめずらしいことではなかったものと考えられる。

ところで、1456年のハンブルクの協定案は、必ずしもその理由は明らかではないが、結局実施されるに至らず、その後の紛争においてこれは全く言及されてはいない。

1472年に、新たな紛争が生じた。これは1人の司祭と2人の俗人が、スコラスティクスの特権を無視して、ハンブルク市内にドイツ語學校を開設し、しかもその際に市参事会によ

(123) この協定案の詳細な内容については、梅根 悟：前掲書 p. 119 ff. 参照

(124) ヘッセルバッハによれば、ラテン語學校ではドイツ語生徒のために最下級の Abteilung がおかれていた。ドイツ語のみを学ぶものは完全なものとはみとめられず、彼らはラテン語生徒とは区別して教授されていた。(Hesselbach : op. cit., S. 9) 実際のところ、ラテン語學校への入学によってドイツ語の習得はなんらの前提条件でもなかった。第16世紀に入ってから多くの親たちがラテン語學校の入学に先立って、子弟をドイツ語學校に送るようになったのである。

(125) Stolz, A. : op. cit., S. 143

(126) Reissenger, K. : Dokumente zur Geschichte der humanischen Schule im Gebiet der Bayerischen Pfalz, Berlin, 1910. (Mon. Germ. Paed., Bd. 47). S. 55 u. 339

(127) Stolz, A. : op. cit., S. 28

って保護されたことによるものである。彼らはスコラスティクスによって訴えられ、この結果、フェルデン (Verden) にある司教庁の首席判事 (Generalofficial) であるアーノルド・フォン・リュネブルク (Arnold von Lüneburg) は彼らに対して、もしもそれに応じなければ、破門に処するという警告のもとに、彼らが学校を閉鎖すべきこと、もしくは釈明のためにリュネブルクに出頭することを求めた。しかし彼らはこれに応ぜず、そのために破門に処せられた。しかしながらこの措置によって事態は少しも解決されなかったばかりか、この破門された者たちは市参事会全体の支援を得て、ローマ法王庁に直接控訴し、一方、スコラスティクス Duker は、これに対抗して、パデルボルンの大修道院長ハインリッヒ (Heinrich) に援助を求めたのである。当時こうした紛争において、当事者たちが各々の主張を貫くためにより上級の権力にたよることは、かなり一般的にみとめられたところの常套手段であった。翌73年9月13日に至って、リュネブルクからハンブルクの市参事会に対して、その有するあらゆる宗教的および世俗的権力の無効宣告が行われた。これ以後における事態のなりゆきについては、1475年、ローマからの一通の手紙がこれを物語っている。それによれば、スコラスティクスはみずから、ローマに赴きそこで彼を強制的に学校から追い払い、子供たちを駆りたてて彼の学校を略奪したところのハンブルクの市参事会に対する苦情を申し立てているのであるが、その内容はスコラスティクスの立場を最も明快に示している。すなわち彼は、その許可なくしてはいかなる書き方学校もハンブルク市内は存在しえないという彼の特権を固執した。たといそれがラテン語を教授する施設であろうとドイツ語を教授する施設であろうとそうしたことは無関係に、市内に存在するすべての学校に対して彼の権限を拡大せんとしたのである。

一方、これに対して市参事会側は、その主張をつぎのような法律上の見解にもとずかせて対抗している。すなわち、ドイツ語学校に対するスコラスティクスの主張をはっきりと否認しそして彼らには主として文法および七自由科 (Grammatik und sieben freien Künste) を教授する教師を任命する権利だけを与うべしという見解である。いったい、文法および七自由科の中には「書法 (Schreibkunst)」はふくまれていない。それは「機械的にしてかつ実用的な技術 (mechanicis et factivis artibus)」であって、固有の学問 (Wissenschaften) には属するものではないことがよく主張されている。

実際のところ、当時の一般的な見解によれば「学校と (Schola)」ということばは、すでに
(128)
 ルーゲやヘッペの指摘せるごとく、もっぱらラテン語学校を示すものであって、決してドイ

(128) Ruge, W. : op cit., S. S. 2-3 Anmerkung および Heppe, H. : Geschichte des deutschen Volksschulwesens, Bd. I. Gotha, 1858. S. 30 参照

なお“Schulmeister”ということばの語源もやはり手工業者と密接な関係を有している。すなわち“meister”の語源である“magister”とは、カロリング時代に手工業者の最も有能なるものを指すことばであった。これがのちに“meister”となり、学校の組織の際にこれが手工業者から転用されて“Schulmeister”が生じた。(Fisher, K. : op. cit., S. 9 Anmerkung)

ツ語学校はこの概念の中に包摂されてはいなかった。それはむしろ手工業者と同列におかれたところの一種の営利事業にすぎなかったことが想起されなければならない。

しかしながら、ローマでの判決は市参事会の期待するようなものではなかった。市参事会は、訴訟費用の支払および損害の補償に対して有罪の判決をされたのである。かかる判決を下すに至った事情について、これを説明する資料は欠如している。いずれにしても、スコラスティクスは有利になった時点において、1つの協定案を示しているが、これによれば市参事会は聖ニコライ教会にある学校のスコラスティクスへの引渡しと、新たなる学校の設置の禁止を承諾しなければならないことになっていた。そしてこれの交換条件として、1つのドイツ語のよみ・書きを教授する学校の設置・維持を許可されているのであるが、そこに収容されている生徒の数は40人以下と限定されている。市参事会は1477年5月12日に至ってこの協定案を認め、同年9月にはさきに行われた破門の解除がなされた⁽¹²⁹⁾。かくして、1402年以降、実に75年間にわたったところの学校紛争はここによりやく終りをつけることになったのである。

ドイツ語学校の法的成立に関する第三の事例は、ブラウンシュバイク市に認められる。

当市におけるそれは、ラテン語都市学校の成立と時を同じくしている。他の都市と比較して、都市学校の成立がかなりおくれているのは、当市には3つの教会的学校、すなわち2つのジュティフト・シューレと1つの修道院学校が存在しており、これらが長い間、市民の教育をある程度まで引きうけていたためであって、独自の都市学校の設置の気運が高まったのは1400年前後になってからのことである⁽¹³⁰⁾。かかる市民のころみはただちに聖職者(Prälaten)からの反対をひきおこした。⁽¹³¹⁾

彼らは学校の設置に関してこれまで所有していたところの特権を擁護し、さらにこれを一層確かなものとするために、当時ブラウンシュバイクとリュースブルクを共同で統治していたベルンハルト大公とハインリッヒ大公に頼って、1407年2月1日に、1つの訓令(Mandate)を護得した。これは、市民に対して、新たなる、固有の学校の設置を明確に禁止している。かかる方針に対して市民側は断固反対の態度を維持したために、学校紛争が生じた。教会側は都市を破門し、ブルグ(Burg)内の学校を閉鎖した。これに対して、市参事会は法王ヨハネス23世(Johannes XXIII 1410-1415)に援助を求め、法王は都市に対して、1415年2月25日に特権を賦与し、それとともに聖マルチン教区および聖カタリーネ教区にある教区教会(Pfarrkirche)に各々1つの都市学校を設置する許可を与えたのである。また1418年月7日9日に至って、ベルンハルト大公は、1407年に弟ハインリッヒとともに公布した禁令に対し

(129) 協定においては以上の外に、教師の任命は市参事会が行うがその監督はスコラスティクスが実施すること。および市参事会または教師はスコラスティクスに対して、40人の生徒の各々について、8リュースビッシュ・シリングを納めなければならないことが定められている。

(130) 3つの教会的学校の成立については、Koldewey, F.: op. cit., (Mon. Germ, Paed Bd., I) S. XVff. 結局のところ、これらがいかんにして創設されたかおよびその年代については不明である。

(131) 以下のべる都市学校の成立経緯については、ibid., S. S. XXXV-XLVI 参照

て、それが彼の良心と意志とに反したものであったとして、無効を宣言した。しかしながら、これで事態が完全におさまったわけではなかった。当事者からの、国王の高級裁判所 (Hofgericht) やコンスタンツの公会議およびローマの法廷 (palatium caesarum) への訴訟がつづいた。ここで国王の裁判所や公会議がいかなる判決を下したかは不明である。ただ、ローマでの判決は、都市にとって不利な方向転換を示していることだけはみとめられる。

すなわち、法王マルチヌス5世 (Martinus V 1417-1438) は、都市に対してすでに成立していた都市学校の存続を禁止するとともに、ハンブルクの場合と同様に莫大な訴訟費用の支払いを命じたのである。これに対して都市は、有能なる市の書記 (Stadtschreiber) フリッツェ (Dietrich Fritze) をローマに派遣し、有力筋に対して、都市の主張の正当性を納得せしめるための努力をしたのである。この結果、1419年9月16日マルチヌス5世は彼が以前に行った決定を廃棄し、ヨハネス23世が1415年2月25日に都市に対して賦与したところの特権を有効なものとして確定した。ところで、かかる法王や世俗君主の態度の変更の事実、彼らにとっていまだ確定した教育政策が必ずしも存在していなかったことを最も如実に物語っており、事柄はまさしく、その時々、政治的な判断によって決定せられていたのである。1420年に至って、当事者間で都市学校に関する協定が成立したのであるが、これによれば、市内には2つの都市学校が設置されることが保証されており (twey schole . . . , de eyne to sunte Mertene unde de andere to sunte Catherinen in unser stad Brunswig) そしてその内容は「文法および初歩の学芸」(gramaticalia unde de ersten kunste)⁽¹³²⁾と定められている。これと同時に書き方学校 (schrivelschole) もまた、その法的根拠を獲得した。⁽¹³³⁾ すなわち、“schrivelschole”において「アルファベットおよびドイツ語の本と手紙の書き方・よみ方 (schriven unde lesen dat alphabet unde dudessche boke und breve)⁽¹³⁴⁾」以外のものを教えないならば、当市内において、誰かある人が“schrivelschole”を維持せんと欲する場合、何人もはやこれを妨げてはならないことが規定されたのである。これにもとづいて成立したところの書き方学校は、さしあたってその新設に対して、なんら当局の特別の許可も必要としないところの全くの私的事業であった。そして、その主なる使命は、将来商人、手工業者とくに都市の書記となるべき者に対して必要な教育を施すことにあった。この規定が現実にとどのように実施されたかについては、かならずしも明確ではない。

ところで58年後の1478年5月9日に至って、あらたなる学校令が出されているが、これによれば5つの教会 (Egidii, Blasii, Ciriaci, Martini および Katharine) にある学校で

(132) 「Vergleich zwischen dem Kapitel zu St. Blasien und dem Rat wegen der städtischen Schulen 1420.」(Koldewey, F. : op. cit., S. S. 19-21 所収) 引用はすべてこれによる。

(133) 一説 (Bode : Stadtverwaltung, Bd. III 1836 S. 32) によれば聖マルチン・聖カタリーネ両教会にあった書き方学校は教区学校として、すでに第13世紀に存在していたと主張される。しかしこれに対して、Koldewey はこれらのものは1420年以降にはじめて成立したと考えている。

(Koldewey, F. : op. cit., S. XLI. Anmerkung)

(134) 原文は Koldewey, K. : op. cit., S. 20

は「通常のやり方による自由学芸およびとくに彼らがラテン語を話し、歌をうたうことを教える (de frigen kunste na wontlikere wisse, unde sunderliken, dat se latin spreken unde oren sangk leren)⁽¹³⁵⁾」ことが明らかにされている。一方、これに対して、この法令では“schrivelschole”の名はみい出されず、そのかわりに“biischolen” (beischule = Nebenschule) についての規定がある。⁽¹³⁶⁾すなわちそれによれば、たれかある人が“biischole”を開く場合には、彼の授業において10人以上の者を維持してはならない (de enschal boven teyn jungen nicht holden in sinere lere) こと。および彼らが7才 (seven jaren) になったときは、“biischolen”の中に、それ以上長く収容されてはならない (so enschullen se in den biischolen nicht lengk entholden werden) のであって、7才以上の生徒はラテン語学校の1つに送られるべきことが明らかにされている。⁽¹³⁷⁾

いまこの規定を1420年の“schrivelscholen”についてのそれと比較考察することが許されるものとすればつぎのことが指摘されるであろう。すなわち、アルファベットおよびドイツ語の本と手紙の書き方・よみ方にその教授内容を限定したところの1420年の規定はおそらくほとんど守られなかったものであり、これによってラテン語を教授する学校は、損害を受けたのであろう。そこで教授内容の面で統制を加えることをあきらめ、これに代えて、そこに収容される生徒の員数と年齢についての制限を課することによって、これを抑圧せんとする措置が1478年の規定において講ぜられたものと考えられる。しかしながら、かかるころみは、實際上なんらの効果ももたらされなかったものであり、このために翌79年3月19日に、1478年法に対する追加条項 (Zusatz) が加えられた。⁽¹³⁸⁾これによると、“schrivelscholen”の教授内容は「ドイツ語の本と手紙 (dudesche bouke unde breve)」とされ、そしてこれ以外のものを教えてはならないことになっており、それはほとんど1420年の規定と同様のものである。しかしながら、書き方教師 (schrivelmeister) に対して、とくに書き方学校を維持するものは「ラテン語の本あるいは文書 (latinsche bouke edder schrifte)」を教えてはならないこと。そして、こうしたものは、ラテン語学校 (latinschen scholen) において教えられるべきものであることを明記している点は、この追加条項に独自のものである。

(135) 原文 Koldewey, F.: op. cit., S. 22 (Schulordnung der Prälaten und des Rats. 1478) S. S. 21-23 所収

(136) 以下に引用する原文は Koldewey, F.: op. cit., S. 23 以前の“schrivelschole”とこの“biischolen”の間に実質的な差異が存在したと考えられない。Koldewey は“biischolen”, “schrivelschole”に関する1420年の協定の中の規定からその認可をみちびき出したのであると指摘している。(S. XLI) また梅根教授もそれは法規上の区別であり、市および本山の私立学校統制の方式についての方針の変化を示しているにすぎないとのべている。(前掲書 p. 124)

(137) 同様のころみはフライブルクについてもみとめられる。すなわち、1425年の規定では、8才以上の相当の教授をうけるべき子供は正規の学校 (Rechte Schule) に送られるべきであって、ドイツ語教授 (Nebenschule) に送られてはならないとされている。(Kämmel: op. cit., S. S. 86-7) なおヘッセルパッハによれば当時ドイツ語学校に送られるのは、6才もしくは7才から12才位までであった。したがって7才、8才以下という規定はかなりきびしいものであったと考えられる。

(138) この追加条項の原文は、Koldewey, F.: op. cit., S. 23

ここにおいて、すでにハンブルクの場合について指摘したと同様の事実、すなわち、もっぱらラテン語教授を行う施設としてのラテン語学校と、一方、ドイツ語教授のみを行う施設としてのドイツ語学校の法制上における明確な区別の生じたことがみとめられる。

もっとも、このことをもってただちに教授施設としてのドイツ語学校が、ラテン語学校と同程度の組織性あるいは社会的評価を獲得したと考えることはあやまりであろう。たとえば1425年のフライブルク(Freiburg)の市参事会の法令において「正規の学校(Rechte Schule)」であるラテン語学校との対比において、ドイツ語教授を行う施設は「第二義的な学校(Nebenschule, Beischule)」として扱われていることが、端的にそれを物語っている。⁽¹³⁹⁾

当時において、ドイツ語学校は、それが有する実生活上の有効性にもかかわらず、否、それゆえにこそ、学校としての一般的評価は必ずしも高いものではなかった。「学校」ということばが、いまだ伝統的意味においてのみ理解されているかぎり、これはある程度当然のこととして認められなければならないであろう。

しかしながら、かかる評価とは無関係に、ドイツ諸都市において、公的なドイツ語学校が急速に成立していった。たとえば、エスリングェン(Esslingen)においては、市参事会がすでに、1326年にドイツ語学校のための固有の校舎を建設しており、またツァベルン(Zabern)においても、1386年に市参事会が家屋敷(Hus und Hoff)をドイツ語学校のために購入している。一方、小都市メーデバッハ(Medebach)では、1275年に早くもよみ方および書き方のための1人の教師が任命されている。またクサンテン(Xanten)においては、1491年によみ方・書き方学校の一教師が、その生徒の数があまりに多いために、いま一人の助教師(Unterlehrer)を雇うことについての許可を市参事会に求めている。⁽¹⁴⁰⁾

アルゴイ地方の帝国都市(Reichsstädten)のなかでは、まずケンプテン(Kempten)が、1384年に、すでにドイツ語学校を有していたが、これはラテン語都市学校の成立(1462年)よりもはるかに早かった。⁽¹⁴¹⁾これに対して、リンダウ(Lindau)では、おそくとも1500年以前にドイツ語学校が存在していた。⁽¹⁴²⁾またメミンゲン(Memmingen)の参事会は、すでに1400年に1人の教師(Martin Huber)をドイツ語学校(これは女子のみを教授する)に任命した。⁽¹⁴³⁾さらに1469年に至って、市参事会は2つのドイツ語学校(zwo tütsch schulen)——おそらく1つは男子のための、1つは女子のための学校——が計画されている。⁽¹⁴⁴⁾

(139) こうした両者の関係は、第16世紀に至っても、その圧倒的なラテン語学校優先政策のもとでさらに強まった。なお註(137)参照

(140) 以上については Hesselbach, E. : op. cit., S. 12 Anmerkung 参照

(141) Stolz, A. : op. cit., S. 4ff

(142) ibid, S. 28ff.

(143) 教師は女生徒の各々から四半期毎に、4 Pfennig Haller の授業料をとっていた。

(144) Stolz, A. : op. cit., S. 63ff.

ここでみられるような、男女別学の主義がとられたことは、ドイツ語学校に関するかぎり決して一般的なものではなかった。男女はしばしば一諸に教授された。(Hesselbach : op. cit., S. 45参照)

一方、カウフボイレン (Kaufbeuren) における、最初のドイツ語教師についての言及は1499年にみとめられる。すなわち、この年にアレクサンダー・ピッチラー (Alexander Pichler) なる人物が、聖マルチン教会のオルガン奏者およびドイツ語教師 (Organist und teutschen Schulmeister) として任命された。彼は、年間8フロリンの給料を受けたのであるが、おそらくこれは教師の職務に対する支払いではなく、オルガニストの職務に対して行われたものであろう。

なぜなら当時、教師の収入は、もっぱら生徒の授業料を中心とするものであって、公費による支払いはほとんどなかったからである。⁽¹⁴⁵⁾ とくに、ピッチラーの任命に際して注目すべきことは、参事会が彼に対して、彼以外の何人にも学校を維持することを許可しないことを確約してその独占的権利を擁護する一方、彼が都市の書記に対して手紙の作成において、何らの損害をも与えてはならないことを明確にのべている点である。⁽¹⁴⁶⁾ これはある程度、教職がそれ自身一つの独立的職務へと導かれる気配を示しているが、かかる配慮の根底には市民相互の利益を保護し調整するという市参事会の意図があったことを忘れてはならないであろう。

VII

すでに指摘した都市以外のドイツ諸都市においても、ドイツ語学校がかなり存在していたものと考えられる。実際のところ、中世においてあいまいな性格を有していたところの学校は、それがドイツ語学校であったことを証明されるまで、長い間ラテン語学校と考えられていた場合が多い。⁽¹⁴⁷⁾ こうした点からして、第14・5世紀に明確にされている学校のほとんどは、⁽¹⁴⁸⁾ 純粋にドイツ語学校であったというケメル⁽¹⁴⁸⁾の主張は、今後研究が進むにつれてより一層確実性をますますかもしれない。いずれにしても、バルトラが指摘するように、1500年には、おそらく全ドイツの極端に小さくないすべての都市は、ラテン語学校のほかにドイツ語学校を、ラテン語教師の外にドイツ語教師あるいはドイツ語書記を有していたものと考えられるので⁽¹⁴⁹⁾あって、たとえば、宗教改革の開始 (1517) とともに、ルターの教義を伝えるパンフレットが、たちまちにして各地に普及していった事実は、それに対する一つの証左としてみとめられることができるであろう。

以上のべた如く、中世末期ドイツ諸都市において教育制度上新たなる要素が加わった。す

(145) 一般的に、当局から固定した給料が支払われるようになったのは第16世紀に至ってからである。たとえば、すでに示したケンプテンでは、1574年になってはじめてそれが実証され、リンダウでは1557年、メミンゲンでは1539年、カウフボイレンでは1543年に各々指摘される。

なお、宗教改革以降にしばしばみとめられる教員住宅の無償性もまだ当時は存在していなかった。

(146) カウフボイレンに関する以上の叙述は Stolz, A. : op. cit. S. 86ff.

(147) Stolz, A. : op. cit., S. 5

(148) Kämmel, O. : op. cit., S. 95

(149) Barth, P. : op. cit., S. 194 これとほぼ同様の指摘は、Fischer, K : op. cit., S. 11 , , , および Paulsen, F. : Geschichte des gelehrten Unterrichts. Bd., I. S. 20 にもみとめられる。

なわちその教授内容が、キリスト教からでも古典からでもなく、実生活の必要の中から組織されたところの、まさに世俗的なドイツ語学校の成立がそれである。これは、宗教的権力(とくに司教)に依存しつつ、その保護のもとに形成されたものというよりは、しばしばみとめられたように、それとの対決の中から成立してきたものである。したがって、ドイツ語学校はラテン語学校から、あらゆる意味において独立していたのであって、⁽¹⁵⁰⁾ 両者の間にはなんらの有機的な関連性も存在してはいなかった。

ドイツ語学校は、もっぱら実用的・職業的 (utilitaristisch=beruflich) な精神から生じたところの施設であり、そしてそこでは、ドイツ語のよみ方・書き方が単なる機械的技術としてのみ教授されていたのであって、当時においては、それが単なる機械的技術以上のもの、すなわち人間の最高の精神的はたらきと本質的に関係しているということについての明確なる見解はいまだ知られてはいなかった。

第16世紀初頭に生じた宗教改革がこの点について、重大な寄与をもたらすことになるのである。
(1965年12月)

附記 この小論を作成するにあたっては、資料の面でとくに東京大学教育学部図書室、京都大学教育学部図書室、東京教育大学附属図書館、九州大学附属図書館および名古屋大学助教授江藤恭二先生のお世話をいただきました。ここに記してお礼を申し上げます。

(150) Lurz, G. : op. cit., S. 31